

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）

（分担）研究報告書

盲ろう児者に対する日常生活用具の支給及び活用に関する実態調査

—盲ろう当事者への質問紙調査を中心に—

研究分担者 池田 彩乃 国立大学法人山形大学 地域教育文化学部准教授

本研究は、視覚障害と聴覚障害をあわせ有する盲ろう者が使用する日常生活用具の支給状況と活用実態を明らかにし、制度改善への示唆を得ることを目的とした調査を実施した。全国の盲ろう者 112 名から回答を得た結果、視覚障害者用の日常生活用具は支給率が高い一方、聴覚障害者用や盲ろう者特有のニーズに対応する日常生活用具の支給については不十分であった。特に、情報の行き届かなさや、耐用年数の設定、修理費の自己負担、自治体による運用差等が大きな課題として挙げられた。これらの結果から、耐用年数の実態に即した見直しの必要性、修理費用に対する支援の在り方、情報提供体制の充実が検討課題として位置づけられることが示唆された。

A. 研究目的

2012年に実施された「盲ろう者に関する実態調査」（全国盲ろう者協会）によれば、盲ろう者（視覚と聴覚の重複障害者）として障害者手帳の交付を受けている者は13,952人で、障害種別の中で最も人数が少なかった。そのため、盲ろう児者が必要とする日常生活用具には何があるのか、また、彼らがそれらを活用してどのように社会参加をしているのか、その実態は明らかにされていない。令和5年には、「盲ろう者が独力で使用できる点字ディスプレイ（「ブレイルセンス」等の情報端末も含む）に関する要望書」が厚生労働省に提出されたものの、実情に関する全国的な調査は少ないのが現状である。日常生活用具は補装具同様に障害児者が利用する重要な福祉用具であるが、支給基準を国が定めている補装具に対し、日常生活用具では具体的な給付の基準を市区町村が定めていることから、盲ろう児者のように全国的にも少ない障害者に対しては、市区町村単位での基準の見直し等が困難であると考えられ、盲ろう児者に対する日常生活用具給付のためのノウハウの蓄積も難しい状況にあることが推察される。

そこで、本研究では盲ろう者が普段の生活においてどのような日常生活用具を使用し、どのように活用しているのかについて明らかにすることを目的とする。日常生活用具の使用や活用の実態や、当事者の方々が抱える悩みや課題について具体的に整理することにより、より良い日常生活用具支

給において抱える課題の解決の一助とするための資料を提供する。

B. 研究方法

1. 対象者

視覚障害と聴覚障害をあわせ有する盲ろう者。

2. 調査協力依頼の方法

調査実施にあたっては、以下の手続きで回答を募った。なお、アンケート用紙は本報告書の末尾に掲載した（資料）。

- ① 全国盲ろう者協会へ協力を依頼し、会員260名へメールでの調査依頼を行った。（2024年9月）
- ② 全国盲ろう者協会から、全国の盲ろう者友の会50か所へ拡大版のアンケート調査用紙3部と点字版のアンケート用紙（希望する友の会のみ）を郵送し、再度調査依頼を行った。（2024年11月）
- ③ 盲ろう者の支援に携わっている方（2名）に、協力をお願いし、盲ろう者の紹介または回答の補助を依頼した（5名分）。（2024年11月）
- ④ 研究代表者より視覚障害者団体に対し、メールにて調査の周知、依頼を行った。（2024年12月）
- ⑤ 点字毎日（新聞）において調査の協力記事を掲載していただいた。（2024年12月）
- ⑥ 日常生活用具の販売に携わる会社4社及び会員数の多い友の会2団体（東京都、千葉県）に対し、調査協力の依頼

を行い、利用者へアンケート協力を呼びかけてもらった（2024年12月）。

### 3. 回答方法

盲ろう者は文字の読み書きに対して、個々に適した方法を使用しているため、以下の4通りでの回答方法を用意した。

- ① メール本文に張り付けて回答する方法
- ② メールにテキストファイルを添付し、回答する方法
- ③ 拡大した文字でのアンケート用紙を郵送し、用紙に記入する回答方法
- ④ 点訳したアンケート用紙を郵送し、点字で回答する方法

### 4. 倫理面への配慮

本研究に関して利益相反はない。本研究は、山形大学地域教育文化学部倫理委員会にて審査の上、山形大学地域教育文化学部長の許可を得た上で実施した（承認番号2024-12）。調査の実施にあたり、以下の点について事前に周知し、アンケート用紙上で同意を得てから回答をお願いした。

- 調査は全て匿名で行い、ご回答いただいた結果は統計的に処理され、学術的な目的以外に使用しないこと。プライバシーに関する事柄が外部に漏れることは一切ないこと。
- 調査へのご協力は、自由に判断することができること。調査協力を断ったとしても、ご本人の不利益になることは一切ないこと。回答したくない内容に関しては答えなくて良いこと。回答内容に関する不利益は一切ないこと。
- アンケートは匿名で処理するため、回答後の同意撤回はできないこと。

### 5. 実施時期

令和6年9月から令和7年1月

## C. 研究結果

### 1. 回答数

112名から回答が得られ、全回答について分析対象とした。

### 2. 回答者の基本属性

(1)回答者の居住地域:回答者の居住地域について図1に示した。北海道地方5名、東北地方6名、関東地方27名、中部地方18名、関西地方17名、中国地方9名、四国地方16名、九州地方6名、沖縄地方0名、未回答8名であっ

た。

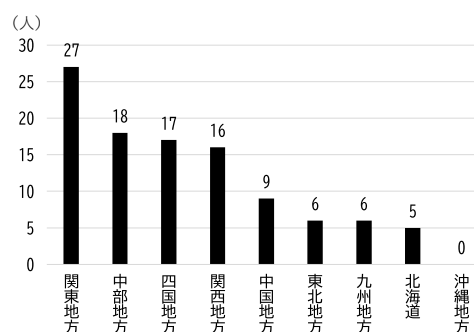


図1 居住地域

(2)性別:女性51名、男性46名、回答無し15名であった。

(3)年齢:平均年齢60.3歳であった。

(4)障害の状態:盲・全ろう25名、全盲・難聴32名、弱視・全ろう24名、弱視・難聴31名であった。

(5)読み書き手段:墨字使用46名、点字使用52名、その他36名であった。(複数回答可)その他に挙げられた手段としては、PCの活用14名、通訳介助者や家族等の代読や代筆8名、音声の活用4名、触手話4名、手のひらに墨字を書く2名、指字2名、独自のサイン1名、スマートフォンアプリの活用2名、手話1名、読み書き不可1名であった。

(6)会話手段:音声復唱通訳49名、手話31名、触手話39名、指字23名、その他31名であった。(複数回答可)その他に挙げられた手段としては、筆談(要約筆記、手のひら書き、音声文字化アプリ等)21名、口話(ICレコーダーや補聴器の使用等を含む)13名、独自のサイン1名、点字1名であった。

(7)障害者手帳:障害者手帳の有無について、視覚障害者手帳を有すると回答したのは105名、無しが5名、未回答が2名であった。聴覚障害者手帳を有すると回答したのは99名、無しが12名、未回答が1名であった。その他の手帳を有すると回答したのは19名、無しが82名、未回答が11名であり、手帳の種類としては、療育手帳(4名)、身体障害者手帳(10名)であった。

(8)社会参加状況:社会参加状況について、図2に示した。平日の日中の過ごし方を、「仕事」「障害者向けの通所サービス」「病院や介護施設の通所サービス」「サークル等の外での活動」「主に家で過ごす(家事・育児・介護等含む)」「その他(自由記述)」から回答を

求めた（複数回答可）。最も多かったのは、「主に家で過ごす(家事・育児・介護等含む)」で35名、次いで「仕事」29名、「サークル等の外での活動」24名、「障害者向けの通所サービス」17名、「病院や介護施設の通所サービス」1名、「その他」10名であった。「その他」には、友の会の役員としての活動5名、学生1名、施設入所1名であった。

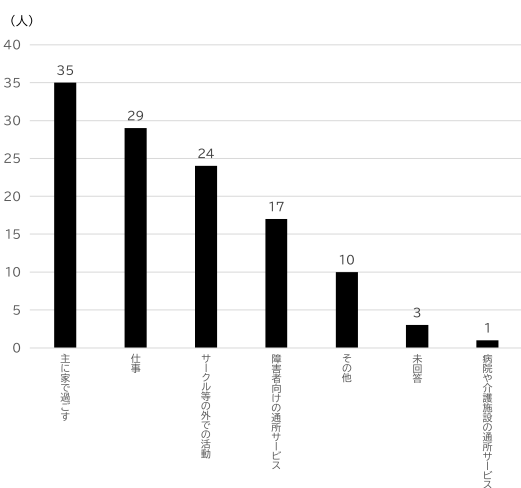


図2 社会参加状況

(9) 仕事の有無と内容：仕事の有無について尋ねた。有りが38名、無しが70名、未回答が4名であった。仕事内容については、マッサージ・按摩・鍼灸師等が12名、障害者就労支援B型5名、教育関係（教員、講演会講師等）

4名、福祉・介護関係が4名、販売・営業関係が3名、事務関係2名、団体職員2名、金融関係2名、フリーランス2名、農業関係1名、製造関係1名、通訳1名であった（仕事内容の未記入、複数回答有）。

(10) 自立度：日常生活の自立度について図3に示した。「手紙などの文字を読むこと・書くこと」「図書やインターネットから情報を収集すること」「身近な人（家族等）とコミュニケーションを取ること」「初対面の人とコミュニケーションを取ること」「家の外で歩いたり階段を上ったりすること」「体重・体温・血圧などの健康管理を行うこと」について、「日常生活用具を使用しないで自立している。」「日常生活用具を使用して自立している。」「日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。」「人的サポートのみ（適切な日常生活用具がない、使用できない等を含む）」の4つの選択肢から回答を求めた。その結果、「身近な人（家族等）とコミュニケーションを取ること」についてが、最も自立度が高く、「日常生活用具を使用しないで自立している」と回答した回答者が45名であった。次いで、「初対面の人とコミュニケーションを取ること」が27名、「図書やインターネットから情報を収集すること」が23名、「体重・体温・血圧などの健康管理を行うこと」が20名、「家の外で歩いたり階段を上ったりすること」が15名、

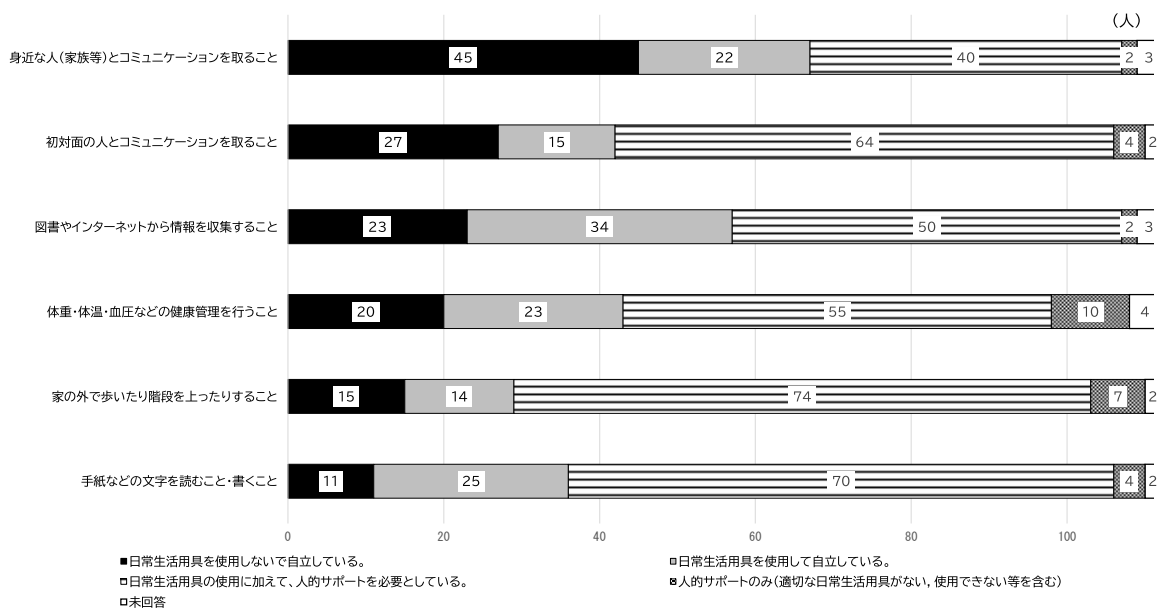


図3 日常生活の自立度

「手紙などの文字を読むこと・書くこと」が11名であった。「図書やインターネットから情報を収集すること」については、「日常生活用具を使用して自立している」と回答した人が34名であり、日常生活用具の重要度が高いといえる。一方で、「家の外で歩いたり階段を上ったりすること」や「手紙などの文字を読むこと・書くこと」については、「日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている」と回答した人がそれぞれ74名、70名と多く、日常生活用具のみならず人的支援の重要性を指摘できる。また、適切な日常生活用具がなかったり、使用できなかったりするために人的サポートに頼らざるを得ないこととして、「体重・体温・血圧などの健康管理を行うこと」が最も多かった(10名)。

### 3. 日常生活用具の支給状況

現状、盲ろう者に対して支給される日常生活用具は明示されていないため、視覚障害者及び聴覚障害者に対して支給される日常生活用具21種類を選択肢として提示し、それぞれについて、「a. 支給枠があり、支給してもらった」「b. 支給希望はあるが、支給枠がない」「c. 支給枠はあるが、支給してもらっていない」「d. この日生具を知らない」の4択で回答を求めた。その結果を表1に示した。提示した21種類の日常生活用具は以下の通り。

①点字情報端末、②盲人用ポータブルリーダー、③盲人用時計、④点字タイプライター、⑤点字ディスプレイ、⑥盲人用電卓、⑦スクリーンリーダーの点字化アプリケーション(ブレイルワークスネオ等)、⑧盲人用体温計(音声式)、⑨盲人用血圧計(音声式)、⑩視覚障害者用拡大読書器、⑪電磁調理器、⑫盲人用体重計、⑬点字図書、⑭歩行時間延長信号機用小型送信機、⑮視覚障害者用活字文書読上げ装置、⑯障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト、⑰視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ、⑱聴覚障害者用通信装置、⑲聴覚障害者用屋内信号装置、⑳聴覚障害者用情報受信装置、㉑デジタル補聴援助システム(ロジャー等)

#### (1) 支給率の高い日常生活用具

結果において、「a. 支給枠があり、支給してもらった」日常生活用具として上位に

挙げられた5品目は以下の通りであり、5品目のうち、4品目が視覚障害者に対する日常生活用具であった。盲人用時計(61名)、視覚障害者用拡大読書器(44名)、点字ディスプレイ(34名)、盲人用ポータブルリーダー(30名)、障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト(30名)

#### (2) ニーズはあるが、支給率が低い日常生活用具

結果において、「b. 支給希望はあるが、支給枠がない」日常生活用具として上位に挙げられた6品目は以下の通りである。なお、同数が4品目あったため、6品目を掲載した。6品目のうち、3品目が聴覚障害者に対する日常生活用具であり、視覚障害者に対する日常生活用具に比べて、回答者数は少ないが、ニーズに対して支給が行き届いていない可能性があることが分かった。

デジタル補聴援助システム(ロジャー等)

(11名)、盲人用体重計(10名)、聴覚障害者用屋内信号装置(8名)、電磁調理器(8名)、盲人用血圧計(音声式)(8名)、聴覚障害者用情報受信装置(8名)

#### (3) 支給枠があるが支給してもらっていない日常生活用具

結果において、「c. 支給枠はあるが、支給してもらっていない」日常生活用具として上位に挙げられた5品目は以下の通りである。点字タイプライター(45名)、点字図書(43名)、盲人用血圧計(音声式)(43名)、視覚障害者用活字文書読上げ装置(40名)、電磁調理器(39名)

#### (4) 認知度の低い日常生活用具

結果において、「d. この日生具を知らない」と回答された日常生活用具として上位に挙げられた7品目は以下の通りである。なお、同数が3品目あったため、7品目を掲載した。この項目に関しては、設問が適切ではなく、日常生活用具そのものを知らなかったという回答もあれば、支給枠があるかわからないという回答も含まれている可能性が考えられる。日常生活用具について、そのものの認知度や支給可能か否かについての認知度があがることで、使用希望者も増えることが予想される。当事者にもどのような日常生活用具が支給可能であり、どのように使用できるのかについて、周知

していく必要がある。歩行時間延長信号機用小型送信機(47名)、聴覚障害者用通信装置(42名)、聴覚障害者用情報受信装置(41名)、スクリーンリーダーの点字化アプリケーション(ブレイルワークスネオ等)(38名)、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ(34名)、盲人用電卓(34名)、デジタル補聴援助システム(ロジャー等)(33名)

(5)その他に記載された支給されている日常生活用具

選択肢以外の日常生活用具で、支給されているものについて自由記述で回答を求めた。回答は39名から得られたが、白杖(27

名)、眼鏡(遮光眼鏡、暗所視支援眼鏡等)(11名)、補聴器(6名)等については、補助具に分類されるため、除外した(複数回答可)。点字器(3名)、触読式振動時計(1名)、点字シール(1名)、点字版(1名)、アイフォーン用の点字キーボード(1名)、特殊寝台(1名)、排泄管理支援用具(1名)、デイジー図書対応再生機(1名)、OCR(光学式文字認識)(1名)、室温計(音声型)1名、音声置時計(1名)、タッチボイス(1名)

4.重要だと思う日常生活用具

現在支給されている日常生活用具の中で、特に重要だと思うものを3つまで選ん

表1 日常生活用具の支給状況 (人)

	a	b	c	d	未回答
点字情報端末	27	6	34	23	22
盲人用ポータブルレコーダー	30	4	31	23	24
盲人用時計	61	3	29	4	15
点字タイプライター	25	5	45	14	23
点字ディスプレイ	34	4	35	18	21
盲人用電卓	7	6	37	34	28
スクリーンリーダーの 点字化アプリケーション	16	5	29	38	24
盲人用体温計(音声式)	23	6	36	22	25
盲人用血圧計(音声式)	14	8	43	24	23
視覚障害者用拡大読書器	44	5	32	7	24
電磁調理器	15	8	39	22	28
盲人用体重計	24	10	34	21	23
点字図書	24	1	43	19	25
歩行時間延長信号機用小型送信機	4	5	30	47	26
視覚障害者用活字文書読上げ装置	17	3	40	25	27
障害者用PC周辺機器及び アプリケーションソフト	30	4	23	32	23
視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	9	7	37	34	25
聴覚障害者用通信装置	13	4	30	42	23
聴覚障害者用屋内信号装置	19	8	30	32	23
聴覚障害者用情報受信装置	8	8	31	41	24
デジタル補聴援助システム	23	11	19	33	26

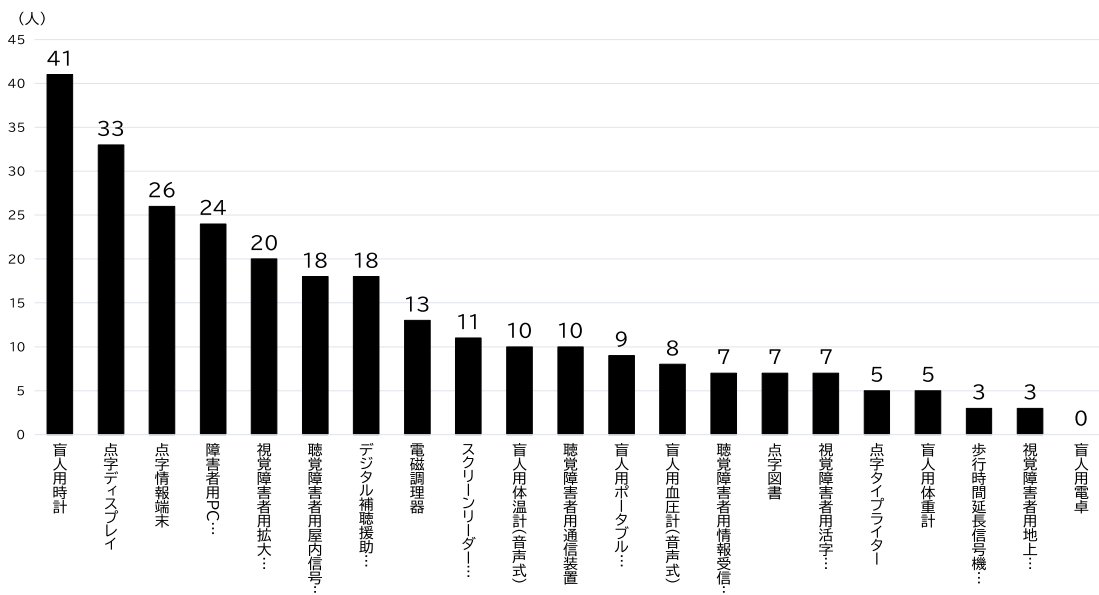


図4 重要だと思う日常生活用具

で回答を求めた。結果を図4に示した。最も重要度が高かったのは、盲人用時計（41名）であり、以下は点字ディスプレイ（33名）、点字情報端末（26名）、障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト（24名）、聴覚障害者用屋内信号装置（20名）、視覚障害者用拡大読書器（18名）、デジタル補聴援助システム（ロジャー等）（18名）、電磁調理器（13名）、スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）（11名）、盲人用体温計（音声式）（10名）、盲人用ポータブルレコーダー（10名）、聴覚障害者用通信装置（9名）、盲人用血圧計（音声式）（8名）、視覚障害者用活字文書読上げ装置（7名）、聴覚障害者用情報受信装置（7名）、点字タイプライター（7名）、盲人用体重計（5名）、点字図書（5名）、歩行時間延長信号機用小型送信機（3名）、視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ（3名）、盲人用電卓（0名）であった。

#### 5. 日常生活用具についての活用頻度

日常生活用具21品目について、活用頻度を「1日中使用している」「就寝時間以外はほとんど使用している」「半日程度使用している」「2日に1回程度使用している」「1週間に1回程度使用している」「1か月に1回よりも少ない程度で使用している」の選択

肢で回答を求めた。活用品だが最も高い「1日中使用している」から活用頻度が最も低い「1か月に1回よりも少ない程度で使用している」までで6点～1点を割り当て、回答者数と得点を掛け合わせて活用頻度得点として算出した。（理論上の最大値6点×112名=672点）なお、使用していない場合は空欄となるため、回答者数にはばらつきが生じた。

活用頻度得点の上位10品目を図5に示した。活用頻度得点が高かった上位10品目は以下の通り。盲人用時計、点字ディスプレイ、点字情報端末、障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト、デジタル補聴援助システム（ロジャー等）、聴覚障害者用屋内信号装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用ポータブルレコーダー、点字図書、スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）

#### 6. 日常生活用具の支給に関する困りごと

##### (1) 困りごとの有無

日常生活用具の支給に関して、困った経験の有無について尋ねた。選択肢は、先行研究や「盲ろう者が独力で使用できる点字ディスプレイ（「ブレイルセンス」等の情報端末も含む）に関する要望書」等を参考に、「支給基準（等級）によってほしい日常生活用具がもらえなかったことがある

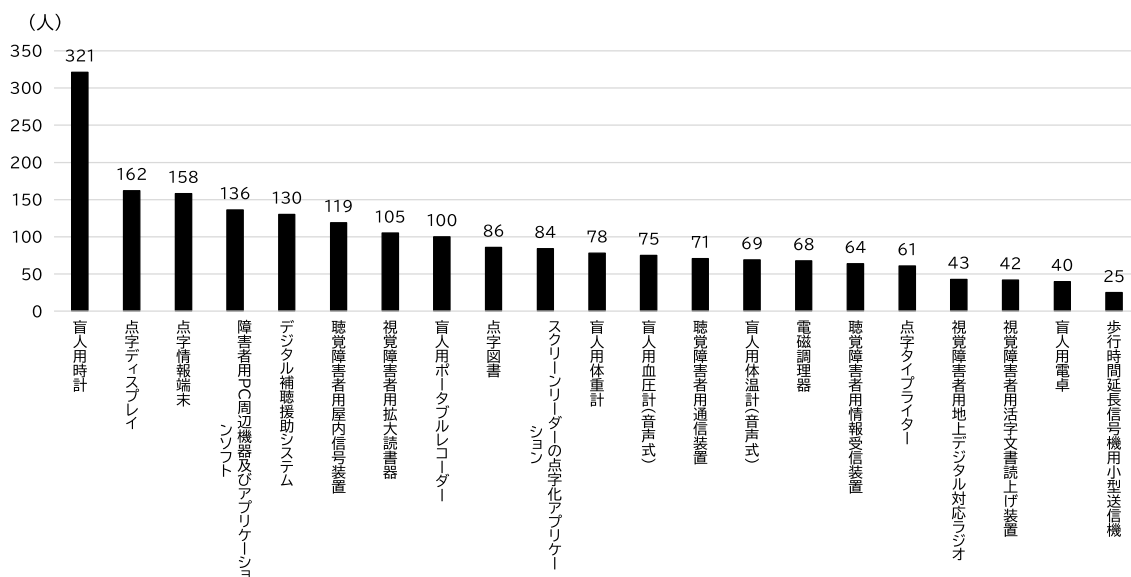


図5 日常生活用具の活用度得点

(等級)」「日常生活用具の支給額が足りず困ったことがある(支給額)」「自治体によって支給額や支給基準に差があり、統一してほしいと感じている(自治体差)」「支給に関わる手続きで困ったことがある(手続き)」「支給される日常生活用具が必要な台数支給されずに困ったことがある(台数)」「支給される日常生活用具に関する情報が入ってこなくて困ったことがある(情報)」「日常生活用具の故障や修理について困ったことがある(修理)」「日常生活用具の耐用年数について困ったことがある(耐用年数)」「最新の機種への更新に関して困ったことがある(更新)」「日常生活用具をやむを得ず私費で購入したことがある(私費)」とした。あると回答した割合について図6に示した。

10の選択肢のうち、6の項目について、過半数以上が困った経験があると回答した。最も多かったのが、「日常生活用具をやむを得ず私費で購入したことがある(私費)」というもので、「日常生活用具の支給額が足りず困ったことがある(支給額)」「支給される日常生活用具が必要な台数支給されずに困ったことがある(台数)」「日常生活用具の故障や修理について困ったことがある(修理)」「日常生活用具の耐用年数について困ったことがある(耐用年数)」「最新の機種への更新に関して困ったことがある(更新)」等の他の項目とも関

連する困りごとだと考えられる。また、「自治体によって支給額や支給基準に差があり、統一してほしいと感じている(自治体差)」の回答も多く、盲ろう者が必要とする日常生活用具に関するリストの作成等、自治体の指針となるものの作成が求められる。

#### (2) 困りごとの具体的な内容

日常生活用具の使用や支給に関する困りごとの具体例について、自由記述で回答を求めた。回答は、文意が変わらない程度の加筆・修正を行った。回答者の貴重な意見であると判断し、内容のまとまりごとに結果については全ての回答を記載した。

#### 【日常生活用具の使用に関する課題】

- ・盲ろう者用の振動式時計を求めたが、電池がすぐ切れるなど使い方が難しかった。
- ・電器購入時の設定や使い方、特にIT機器やWi-Fiなどの接続等のサポートの現在はほとんどが有料で困っている。盲ろう者に対しては、全て訪問、出張サービスも含めてしてほしい
- ・トラブルが起きたときに対応してくれる機関が見つからない。
- ・新機種の操作方法がわからない
- ・振動式の日常生活用具、触れて操作できる商品でなければ、盲ろう者には使えないものがある。
- ・使い慣れた日常生活用具が開発や製造終了で使えなくなると、感覚が頼りの盲ろう

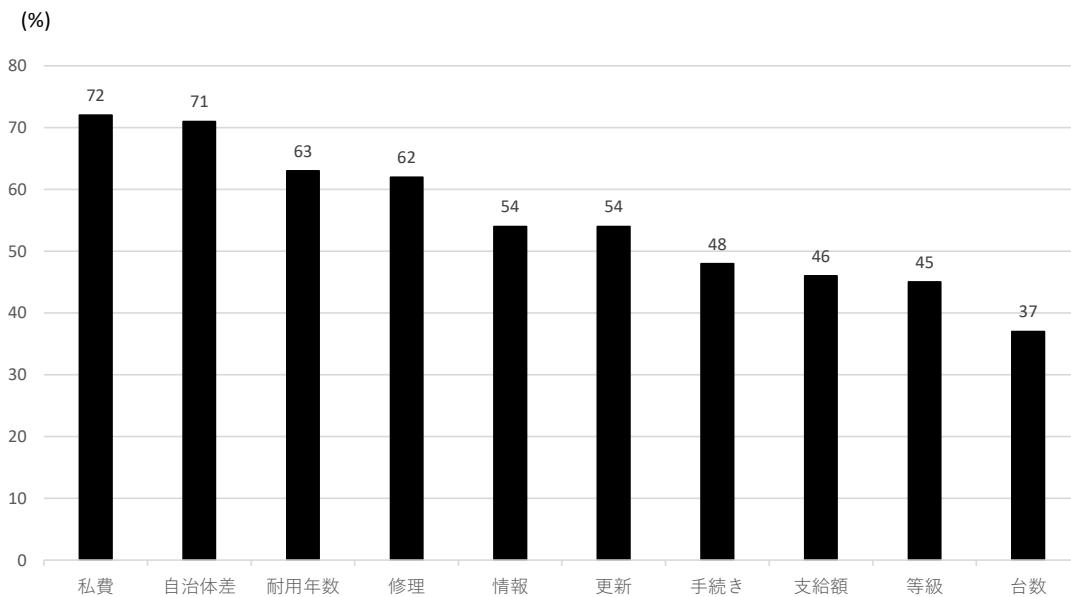


図6 日常生活用具の支給に関する困りごとがあると回答した割合

者は新しい用具はなかなか使いこなせないこともある。(これまで使用してきたものも使えるように、あるいは使い方は変えずに維持してほしい。)

・使用方法や設定、使えるようになるまでのサポートがないとハードルが高いものもある。

【日常生活用具の種類に関する課題】

- ・盲ろう者専用の機器があればよいと思う。
- ・コロナ感染拡大時期に、盲ろう者が自分で確認できる体温計があればと思った。
- ・点字の新聞や雑誌は障害者関連の最新情報を得るのに不可欠なものなので給付対象に含めていただきたい。
- ・視覚障害者向けの機器は音声、聴覚障害者向け機器は視覚によって確認するものが多く、盲ろう者が利用できる機器が少ない。盲ろう者が利用できる機器を開発してほしい。
- ・便利な日常生活用具が開発されても生産中止になってしまうものも多い。せっかく開発された製品を維持していく施策が必要ではないだろうか。
- ・メテオ(触読式振動時計)を日常生活用具として認めてほしい。
- ・身長計(盲人用)を希望。
- ・パソコンのソフトは給付対象だが、パソコン本体が給付対象でないのは困る。

・拡大読書器について、今や拡大読書器として販売されているものよりも、iPadなどのほうが、カラーフィルターや拡大倍率など、見えづらさに応じた見えやすくするための調整機能が充実しており使いやすいが、iPadは他にも使い方に汎用性があるため認められないと却下された。汎用性があるからこそ、音声読み上げソフトとしてなど他の日生活具としても使用できるなど、日生活具を複数購入せず兼ね備えることができ費用も抑えられるため、役所にとっても個人にとってもありがたい話だと思うので、役所として考え方を改めてもらえると良いと思った。

- ・点字ディスプレイは盲ろう者にとって必須であり、視覚障害があれば支給対象にしてほしい。
- ・障害種によって対応が異なること。
- ・歩行レコーダー(視覚障害者の外出のトラブルに備えるため)、iPad(拡大読書の代わりに使えるもの)を支給してほしい。
- ・ポータブルラジオの申請で、既定の形式でないと言われた。
- ・補聴器(ロジャー)最低でも25万円強:福祉の支給額は8万円弱だが、100dbに近い、重度難聴者には対応できない。dbに合わせて支給額の設定が必要。
- ・以前は補聴器の電池の補助が出ていたが、

ここ10年ぐらい前ぐらいから補助が出なくなりました。電池は消耗品であり、本来補聴器を付ける必要がなければかからない費用である。しかし、障害になったせいで電池を購入しなければならないことを考えると、補聴器の電池の補助を出すべきではないか。

- ・点字ディスプレイの古い方が新しいOSや新製品のパソコンで使えなくて困ったことがある。ブルー투스に対応していない点字ディスプレイが新しいパソコンで使えないなど。

- ・スマホをかえる必要があつて機種変したが、日常生活用具に対応しなくなりました。

- ・点字機が、すでに廃盤になっているものが満額支給対象となっていて、よく利用されている点字機は満額対象になってえず、販売されている日常生活用具と合わない実施要綱で困った。

- ・音声体温計や血圧計、体重計の音量が難聴の盲ろう者には聞き取れず、音量出力を上げてもらえないと使用できず、自力で使えない。

- ・明かりに対して振動で知らせる機器があり、日常生活用具で支給してほしい。

- ・中途の視覚障害や聴覚障害により、盲ろうとなった盲ろう者は、コミュニケーション方へ字や情報通信手段を失い、点字の触読ができるようになる、点字の知識や読み書きを習得することが大変難しく、音声読み上げは難聴者にも聞きやすい音質や音量出力を上げて調整できるようにしたり、弱視者に見やすい文字表示に調整できたりする機能を加えてほしい。

- ・中途盲ろう者や先天盲ろう者が点字を習得するための点字学習期を日常生活用具に認めてほしい。

- ・手話発信を読み取り、音声やテキストで受信できるコミュニケーション情報通信機器やアプリが開発されるとよい。

- ・防災情報が盲ろう者にも直接入るように、またボタン一つで通報できる日常生活用具も検討、開発してほしい。

- ・個人で使用できる点字プリンターや3D印刷機なども日常生活用具で支給されるとよい。

- ・移動をサポートする情報機器、日常生活用具があるとよい。

- ・体温計や血圧計、体重計など、弱視者に見やすいデジタル表示、難聴者に聞きやすい音量と音質の読み上げ、振動で情報を把握できるものを開発、日常生活用具として支給できるようにしてほしい。

- ・盲ろう者が使える(点字で分かる)体温計がほしい。スマホを必要としない体温計、血圧計、体重計等

- ・振動する腕時計がほしい。

- ・盲ろう者のロボットを作してほしい。

【日常生活用具の支給基準に関する課題】

- ・障害者手帳の等級は変わらないが、視力・聴力が低下しているため、障害の状況に応じて臨機応変に対応できる機器がほしい。

- ・点字ディスプレイと点字情報端末は似ているが、用途が異なるため別枠で分けて給付してほしい。

- ・車のシートベルトを補助するもの(チャイルドシートのようなもの)の支給を求めたが、許可されなかった。取扱店によると、支給される市町村もあるとのこと。

- ・視覚障害者にはこれ、聴覚障害者にはこれ、と決められており、重複障害者には別の障害者向けリストにあるものが適している場合があることを理解してほしい。

- ・聴覚と視覚に障害があつても、ほぼ支給されるものがない。

- ・調理器は一人で生活する場合は支給されるが、家族が同居していると支給されない。一人で家にいるときに使いたくても自費で購入するしかない。

- ・盲ろう者枠を設けてほしい。

- ・同居する家族がいれば音声体重計は支給されないと言われたが、家族に知られたくないため支給をお願いしたものの認められなかった。

- ・同居家族がいると、体温計や体重計が支給されない。

- ・本人が支給基準でも同居人全員が手帳保持者でないといけなかった。

- ・高くても支給してもらえない。

- ・家族と同居している場合はもらえないことがある。家族が一緒の場合支給されない。若い人たちは夜しか帰ってこないのが困る。機械に対することは大変に困る。

- ・障害の種類によって支給枠があるなど違うことが多すぎる。

- ・点字タイプライター：基準が学生或いは

就労者であり、一般人は支給されない。ただし、地域によっては可能のようだ。

- ・支給金額についても増額しないと複数のソフトの入手が困難な状態にあると思う。

- ・視覚障害等級対象外でも、本人が仕事・教育など場面对応できる選択がほしい。

- ・機器の値段が高くなり、補助額が十分でないと思う。

- ・日常生活用具を申請するとき、所得によって自己負担がゼロかどうかや、自己負担が発生するとか、そういう仕組みがあるので、それを所得の高い家庭でも所得の低い家庭でも、同じように日常生活用具の支給ができる環境づくりに変えていきたい。

- ・健聴者の家族と同居のため、支給対象にならないと言われた。家族もそれぞれの生活があり、ずっと一緒にいたり、必要な時にサポートが厳しかったりする時もある。同居の家族に関係なく、自立できるよう支給してほしい。個人的な事情など、細かく話し、なんとか支給してもらえたが、本当にそこまでプライバシーを話さないとダメだったのかという疑問があるのと、支給決定に至るまでの労力が大変で時間もかかった。

- ・屋内信号装置について。デフファミリーでそれぞれの生活の場（居室やリビングなど）がバラバラであったとしても、一家に1つしか支給されなかった。1人当たりの支給台数は1台であっても良いが、家族1台では困る。

- ・障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトの支給は一回のみと限定されている。

- ・いつでもどこでも必要に応じて支給してほしい。

- ・盲ろう者の方には視覚障害と聴覚障害それぞれの品目を統一してほしい。

- ・昨今の世界情勢の不安定化や燃料価格上昇、人件費高騰、物価高騰により、日常生活用具も値上がりしていて、基準額を超えてしまっているものも増えており、負担が増えているため、基準額を製品価格に合わせて見直す対応が必要。

- ・パソコン周辺機器の支給額が10万円では必要とするアプリソフトが揃えられず、次期購入では負担も大きく、情報バリアの盲ろう者には日常生活に影響が大きい。（支給額を増額する必要がある。）

- ・盲人用時計が、指が使える方は、音声時計ではなく針を触って読み取る時計しか支給できないと言われ、音声時計の支給を却下された。（当時は指が使えない方に限定されて音声時計が支給対象となる実施要綱となっていた。）

- ・聴覚だけでなく視覚も不自由な難聴の盲ろう者には、デジタル補聴システム（ロジャー）が他者との意思疎通や会議や講演などの情報を得るために欠かせないが、支給基準等級の壁があり、支給されずに困っている。

- ・点字タイプライターに就労や学業目的の条件をなくしてほしい。

- ・支給制限をなくしてほしい。

- ・医者意見書が必要で通院していない場合困る。

【耐用年数・最新機器対応に関する課題】

- ・日常生活用具の耐用年数が長く、特に情報通信関連の日常生活用具は対応できなくなることがある。

- ・重要な用具の耐用年数を短くし、最新機器に対応できるようにしてほしい。

- ・技術の進歩が速く、福祉用具がそれに付いていけず、利用できなくなるケースがある。例えばOSが更新されサポートが切れたり、インターネットのセキュリティの強化などでサイトにアクセスできなくなったりすることがある。そのような場合は最新の機器の給付を認めてもらうなどしていただきたい。

- ・耐用年数が長すぎる。時計は10年に1回の支給となっている。

- ・毎年最新のものが出るため価格が高騰しており、購入しやすくなるよう支給基準を見直してほしい。

- ・進行性の視覚障害のため、見え方と耐用年数にズレが出る。

- ・耐用年数前に機器が故障したり、聴覚障害の聴力レベルが重くなったりした時支給してほしい。

- ・新しい機種に変える際、古い機種を下取りしてほしい。

- ・耐用年数を短くしてほしい。耐用年数がくるまで買い換えられない。

- ・盲人用時計の耐用年数が10年で長い

- ・触読腕時計：触って時刻を確認するため、故障しやすい。耐用年数が10年は長すぎ

ます。

・PCの読み上げソフトについては様々な種類があるのでそれらの耐用年数をもう少し短くしてほしい。

・さまざまな日常生活用具も所得にかかわらず、申請したいものは申請して支給できること、耐用年数の6年などから見直して、点字ディスプレイの場合、耐用年数が6年ですが、それを3年とか4年とかなど、間隔を短くしても無駄の機器を申請したい人もいるので変えていきたい。視覚障害者用腕時計は耐用年数が10年ですが、1年未満で故障することもあるので、予備の時計を用意してもらえれば助かる。

・点字ディスプレイなど新しい機械が次々発売されて、慌てて申請する人もいるので、誤って申請してしまったとき、物が届いたときに返品に対応を可能にしてほしい。機械が新しくなったのに、次の機械も出てくるというケースもあるため。

・耳の聴こえ具合など1年でとても低下する事がある為、年数での支給より状態による支給にしてほしい。

・修理代が高かったのであきらめていた。物によって耐用年数はもっと短くてもいいと考える。

・古い機種なので、新しいのに変えたいが耐用年数の関係で更新できない。点字情報端末の耐用年数を短くしてほしい。

・パソコン周辺機器としてのアプリの耐用年数が多くの自治体で5年のところ、6年となっていて、アプリソフトの更新(5年)と合わず、自費で更新せざるを得なくなった。(空白期間となり、使えなくなって困った。)

・耐用年数を短くしてほしい。

#### 【情報収集に関する課題】

・盲ろう者は、普通文字の墨字では自力で情報が読めないため、点字、拡大文字、電子データなど、盲ろう者の情報受信可能な媒体でニーズに合わせた情報提供ができるようにしてほしい。(説明書など)

・AIとデジタル端末と連携した情報が入るようになるとうい。(音声聞き取れない場合は補聴器と連動できるようにBluetoothと連動させたり、デジタル端末でテキスト表示、音声読み上げができたりするようにするなど。)

・前住所地の市役所に申請することを知らなかった。

・日常生活用具支給基準の情報等がもっと公開されていればよいと思う。

・若い時に日常生活用具を知っていたら利用していたかもしれない。

・他の自治体の情報がわからない。

・もっと情報を得たいが難しい。

・情報がほしい。新しい制度、機器など。使う使わないは別として。

・調べないと情報が入ってこないこと。

・自分にとって必要なものでも情報が入らない。

・自治体によって異なるため、最新の日常生活用具のパンフレットなど送付してほしい。情報がほしい。

・もっと詳細な情報提供を行ってほしい。例として、私の場合ガスコンロでの調理に不安があるが、IH製品が支給対象であることを知らなかった。

・通常、補装具・日常生活用具に関する情報は、当事者から尋ねたり問い合わせたりしないと情報が入らず、視覚障害者手帳を交付されてから、長い間、申請すれば支給される日常生活用具があることを知らないまま、情報が入らないまま過ごしてきて、大変困った。

・手帳交付時に丁寧に日常生活用具で利用できるものがあること、申請できる日常生活用具の一覧や分かりやすい情報を行政から積極的に伝え、定期的に更新情報を出してほしい。

・当事者で話をすると、日常生活用具について知らなかったという方が少なくなく、特に中途の方は情報が入りにくい問題がある。

・高齢でもあり、新しい情報が入ってこない。ろう者の夫を頼っている。

・ある商品が新しく日常生活用具の支給対象となったため、申請したが、当初は満額に近い支給額ではなかったが、必要な用具であるため、自己負担額を支払い購入したが、その2か月後には満額の支給額に変更になっていた。その情報を知っていればもう少し待ってから購入することも考えられたが、その情報はメーカーや自治体などからは全く得られなかったため、少し不可解な気持ちになった。

#### 【私費負担に関する課題】

- ・申請の手間から、基本的に高級品以外は個人で購入するか、スマホのアプリで代用している。
- ・物価の高騰により日常生活用具の値段も高騰しており価格が限度額を超える場合も多く自己負担しなければならないケースが増えている。実情に応じて給付額も見直していただきたい。
- ・ICレコーダーを私費で購入した。
- ・時計、体温計等が2～3万円自費である。
- ・ブレイルセンスが新機種となり、至急限度額をオーバーして負担金が発生しました。自治体によっては、すでに支給額があげられている。統一が必要。
- ・日常生活用具の販売代金に対して支給金額が低すぎ、差額分を私費で賄わなければならないことがほとんどであった。
- ・体温計が私費。
- ・情報の入っているCD(ニュース)を私費で購入した。

#### 【自治体による格差に関する課題】

- ・耐用年数などを市町村や都道府県に関わらず全国统一してほしい。
- ・自治体によって差があるか情報が入らないのでわからない。
- ・それぞれの機種や、日常用具などの耐用年数を全国各地の差を同じにし、大抵申請してからすべての日常用具耐用年数の6年とか、10年とか長いものもありますが、すべて申請してから3年とか4年に1度、故障したときも支給できるようにしたい。
- ・都道府県ごとの支給額の限度額にばらつきがある。私の住まいの地域では、例えば点字ディスプレイ類を申請するためには、6年耐用年数になっていて申請のときの限度額は38万3500円である。例えば50万円とか56万円くらいの点字ディスプレイを申請するとき、自己負担がないことや、修理代が発生したときも窓口で修理代を出してもらえるように、日常生活用具がより良いものに変えて、これからそのような環境を変えていきたい。
- ・各都道府県の耐用年数とか、支給限度額とかなどは違うので、各都道府県自治体と同じようにすべて同じにし、所得の高い家庭や低い家庭にかかわらず、同じように支給できるとよいと思う。どんどん制度の中

身を変えていければ、私たち障害者は助かるし、困ることも少なくなる。

- ・同居人が関係していたり、していなかったり、自治体によってちがう。福祉窓口の職員の勉強不足で支給対象にならないのに「なる」と案内され、結局対象にならなかった。

#### 【支給手続きに関わる課題】

- ・(お知らせランプをアプリで代用するなど)申請のために役所に行く必要があること、電話連絡が基本であること、支給までに時間がかかることなどから使いづらい。郵送などで手続きできたらうれしい。
  - ・担当者の理解度に差があり、人が変わると不安を感じる。
  - ・希望する日常生活用具がどこに分類されるのかがとても分かりづらい表示になっている。
  - ・申請して受給まで時間がかかるため、勤務していた時は自費で購入したものがあった。
  - ・耐用年数が来る前に障害が重症化し、機器が使えなくなった際はすぐに支給してほしい。
  - ・市役所の担当者の対応が抑制的なことがある。点字ディスプレイの支給について訴えたが却下された。日常生活支援事業の枠組みに日常生活用具が含まれる以上、統一基準が必要。希少障害については統一したほうがよい。県単位でイニシアティブをとってやる必要がある。
  - ・市役所の担当者の説明が不十分な時がある。
  - ・手続きの枠内に書けない。
  - ・自治体職員が日常生活用具について知識や情報がなく、理解できておらず、実施要綱の理解も十分ではない担当者もおり、説明と交渉に時間を要した。(支給されないものもあった。)
  - ・手続きを簡単にしてほしい。
  - ・手続きにあちこちで向く、書類量の負担など面倒な面があり。にも拘わらず最終的に却下されたこともある。
- #### 【故障・修理に関する課題】
- ・故障したときに修理費が心配で修理に出せない。
  - ・重要な用具が破損した際に支給してほしい。

- ・修理費は自費であり、点字ディスプレイの購入や修理は高額。
  - ・盲人用触読式腕時計を水中に落とした際、「修理不能なら新しいものを支給するが、修理可能なら修理費用は個人負担になる」のは少しおかしいと感じた。
  - ・故障の多い日常生活用具があり、新しいものに交換したいができない。
  - ・修理業者が県外のため修理などの際出張費や交通費を請求され一回につき5000円以上と高額で負担になっている。かといって住んでいる地域に取扱業者はない。
  - ・修理に関わる自己負担があると困る。例えば、点字情報端末ブレイルセンスを修理するとき、部品によって高くなる場合がある。すべての日常生活用品に対して修理代も出してもらいたい。
  - ・視覚障害者用の触読式腕時計が1年未満で故障するケースがあるので、予備の時計も対応できると助かる。点字ディスプレイの予備があれば、修理に出しているときに困らないように、予備があれば助かる。
  - ・修理代が高額。
  - ・点字ディスプレイ（点字情報端末になっているブレイルセンス含む）は、高額でありながら、ピンディスプレイの消耗が激しく故障しやすい。修理費用が十分に支給されないと、高額な修理費が自費で修理できない人もいる。
  - ・点字ブレイルセンスは、パソコンやスマートホンなどのように技術進化のスピードに対応できず、不具合が生じやすい。（新しい機器に対応、市況されるように耐用年数の短縮が盲ろう者には必要。）
  - ・点字ディスプレイのピン、点字が出てくる盤は消耗品で毎日長時間使用している盲ろう者は半年や1年で不具合や故障が出るため、1年程度で修理交換ができるようにすること、修理費用が支給できるようにしてほしい。
  - ・故障した場合は、再支給してほしい。
  - ・呼び鈴の修理で困った。福祉機器ではなく、普通のガス機器や給湯器など生活用具は普通の物を使用している。
- 【その他】
- ・公的な調査から日常生活用具の給付を改善してほしい。
  - ・全国水準に達していない地域や用具は統

一してほしいが、一律基準になると、盲ろう者の障害の程度に応じたケースバイケースに柔軟な対応ができなくなることも懸念され、各自治体の理解と裁量で柔軟な理解と対応ができる可能性は残したい。より進んだ自治体を参考に改善できることもある。

#### D. 考察

本研究により、盲ろう児者における日常生活用具の支給状況および活用実態について、全国的な視点からの現状を把握することができた。回答者の属性からは、盲ろう者の年齢層が比較的高齢であること、また情報の取得手段やコミュニケーション方法に多様性があることが明らかとなり、個々のニーズに即した支援の必要性が再認識された。

まず、支給されている日常生活用具の種類においては、盲人用時計や拡大読書器、点字ディスプレイなど、視覚障害者向けの用具の支給率が高い一方で、聴覚障害者向けの用具や両方に対応する用具については、支給率が低く、ニーズに対する支援が不十分である実態が見られた。特に、デジタル補聴援助システムや聴覚障害者用屋内信号装置などは、必要性が高いにもかかわらず、支給率がない、あるいは制度上の制約により給付に至らないケースが多数確認された。

また、用具の認知度に関しても、複数の機器が「知らなかった」と回答されており、制度の周知や日常生活用具に関する情報提供のあり方に課題があることが明確となった。特に、中途失明・失聴によって盲ろうとなった方や、高齢化によりニーズが変化した方に対して、タイムリーかつ丁寧な情報提供が行われていない現状は、制度の形骸化を招きかねない。さらに、活用頻度が高い機器であっても、支給されない、もしくは自己負担が重いという回答が多数を占めており、制度上の支給基準や支給金額の設定が実態に追いついていないことがうかがえる。

自由記述では、支給対象となるか否かの判断基準の不明確さ、耐用年数が現実に即していないこと、個々の事情を反映しにくい支給制度の硬直性、自治体による運用差、修理や更新に伴う過大な自己負担など、多くの課題が寄せられた。これらは一過性の問題ではなく、構造的な支援体制の再設計

を促す重要な指摘であると考えられる。

盲ろうという重複障害の特性から、視覚・聴覚のいずれかに対応した日常生活用具では不十分なケースが多く、盲ろう者専用あるいは併用可能な用具の開発・認定・支給体制の構築が急務である。また、制度運用における公平性と柔軟性を高めるためには、全国统一の基本方針と、自治体の裁量による個別対応をバランス良く両立させることが求められる。

#### E. 結論

以上の結果と分析を踏まえ、以下の3点を今後の制度改善に向けた重要な提言として示す。

①耐用年数の見直し：現在の支給制度における耐用年数は、実際の使用状況や機器の技術的な更新頻度と乖離しており、盲ろう者の生活実態に合った現実的な見直しが必要である。特に情報機器や触読式時計など消耗が激しい用具については、柔軟な対応が求められる。

②修理費用に対する公的支援の検討：高額な用具の修理に際し、現在は多くが自己負担となっている現状がある。今後は、修理費用負担の軽減につながる経済的支援策の検討が必要である。

③情報アクセスへの課題：当事者にとって日常生活用具に関する情報が十分に届いていないことは、制度の利用を大きく妨げている。今後は、多様な媒体・方法を用いて積極的に情報提供を行う体制整備が、制度運用側の課題として考えられる。

#### 引用文献

社会福祉法人全国盲ろう者協会(2013)盲ろう者に関する実態調査報告書. 厚生労働省平成24年度障害者総合福祉推進事業.  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougai-shahukushi/cyousajigyousougoufukushi/dl/h24\\_seikabutsu-02a.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/cyousajigyousougoufukushi/dl/h24_seikabutsu-02a.pdf) (最終閲覧日: 2025年4月9日)

社会福祉法人全国盲ろう者協会・全国盲ろう者団体連絡協議会(2023)盲ろう者が独力で使用できる点字ディスプレイ(「プレイルセンス」等の情報端末も含む)に関する要望書.

資料：盲ろう当事者への質問紙

-----  
A. アンケートの回答方法の説明

回答欄に選択肢を記載する方法、該当する選択肢の前に○をつける方法、該当する選択肢のみを残して、後の選択肢は削除する方法等ご自由にご回答ください。

-----  
B. 任意協力の同意欄(ひとつ選択)

1. 私は「盲ろう者に対する日常生活用具の支給及び活用実態の調査」について、その目的、方法、成果について、理解し、自由意思に基づいて協力者になることに同意します。

なお、回答後に回答内容の撤回はできないことも確認しています。

選択肢

- a. 同意します
- b. 同意しません

回答欄：

2. 本アンケートにご回答いただいた方に、謝礼として2,000円分のQUOカードを送らせていただきます。

お受け取りを希望しますか。(ひとつ選択)

選択肢

- a. 希望する
- b. 希望しない

回答欄：

3. 2でaと回答した方にお尋ねします。送り先の住所と氏名、メールアドレスを記載ください。いただいた情報は謝金の送付以外の目的で使用することは一切ございません。(自由記述)

(1) 郵便番号

回答欄：

(2) 住所

回答欄：

(3) 氏名

回答欄：

(4) メールアドレス

回答欄：

4. 追加で質問があったときに、直接メールでご質問してよろしいですか？(ひとつ選択)

選択肢

- a. 可
- b. 不可

回答欄：

5. 4でaと回答した方にお尋ねします。連絡が取れるメールアドレスを教えてください。

3でメールアドレスをお書きいただいた方は空欄で構いません。(自由記述)

回答欄：

6. 研究結果についてはまとめ次第お届けする予定です。郵送またはメール（テキストデータ）にて送らせていただきます。ご希望の方法について回答ください。なお、郵送の際には、郵送先の住所を、メールの際はメールアドレスを記載ください。3と同じ場合は空欄で構いません。（ひとつ選択）

選択肢

- a. 郵送（回答欄に住所を記載ください）
- b. メール（回答欄にメールアドレスを記載ください）
- c. 研究結果はいらない

回答欄：

7. 6でaと回答した方にお尋ねします。郵送する研究結果の形式について選択してください。（ひとつ選択）

選択肢

- a. 墨字で拡大しない
- b. 墨字で拡大する
- c. 点字

回答欄：

-----

C. アンケート

1. 以下に日常生活用具の品目の一覧を記します。品目ごとに、あなたの支給状況に当てはまる選択肢をひとつご記入ください。（それぞれの日常生活用具に対してひとつ選択）

選択肢

- a. 支給枠があり、支給してもらった。
- b. 支給希望はあるが、支給枠がない
- c. 支給枠はあるが、支給してもらっていない。
- d. この日生具を知らない

日常生活用具一覧

(1) 点字情報端末

回答欄：

(2) 盲人用ポータブルレコーダー

回答欄：

(3) 盲人用時計

回答欄：

(4) 点字タイプライター

回答欄：

(5) 点字ディスプレイ

回答欄：

(6)盲人用電卓

回答欄：

(7)スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）

回答欄：

(8)盲人用体温計（音声式）

回答欄：

(9)盲人用血圧計（音声式）

回答欄：

(10)視覚障害者用拡大読書器

回答欄：

(11)電磁調理器

回答欄：

(12)盲人用体重計

回答欄：

(13)点字図書

回答欄：

(14)歩行時間延長信号機用小型送信機

回答欄：

(15)視覚障害者用活字文書読上げ装置

回答欄：

(16)障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト

回答欄：

(17)視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ

回答欄：

(18)聴覚障害者用通信装置

回答欄：

(19)聴覚障害者用屋内信号装置

回答欄：

(20)聴覚障害者用情報受信装置

回答欄：

(21)デジタル補聴援助システム（ロジャー等）

回答欄：

2. その他に給付してもらっている日生活具があれば挙げてください。(自由記述)

回答欄：

3. 現在支給されている日常生活用具の中で、あなたが特に重要だと思うものを3つ選択してください。(3つ選択)

選択肢

- a. 点字情報端末
- b. 盲人用ポータブルレコーダー
- c. 盲人用時計
- d. 点字タイプライター
- e. 点字ディスプレイ
- f. 盲人用電卓
- g. スクリーンリーダーの点字化アプリケーション (ブレイルワークスネオ等)
- h. 盲人用体温計 (音声式)
- i. 盲人用血圧計 (音声式)
- j. 視覚障害者用拡大読書器
- k. 電磁調理器
- l. 盲人用体重計
- m. 点字図書
- n. 歩行時間延長信号機用小型送信機
- o. 視覚障害者用活字文書読上げ装置
- p. 障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト
- q. 視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ
- r. 聴覚障害者用通信装置
- s. 聴覚障害者用屋内信号装置
- t. 聴覚障害者用情報受信装置
- u. デジタル補聴援助システム (ロジャー等)

回答欄：

4. 日常生活用具について、あなたの活用頻度をお尋ねします。それぞれの品目について、あなたの活用頻度が当てはまる選択肢をひとつ選び、ご記入ください。(それぞれの日常生活用具に対してひとつ選択)

使用していない日常生活用具については空欄で構いません。

選択肢

- a. 一日中
- b. 就寝時間以外はほとんど
- c. 半日程度
- d. 2日に1回程度
- e. 1週間に1回程度
- f. 1か月に1回よりも少ない程度

日常生活用具一覧

(1) 点字情報端末

回答欄：

(2) 盲人用ポータブルレコーダー

回答欄：

(3) 盲人用時計

回答欄：

(4) 点字タイプライター

回答欄：

(5) 点字ディスプレイ

回答欄：

(6) 盲人用電卓

回答欄：

(7) スクリーンリーダーの点字化アプリケーション（ブレイルワークスネオ等）

回答欄：

(8) 盲人用体温計（音声式）

回答欄：

(9) 盲人用血圧計（音声式）

回答欄：

(10) 視覚障害者用拡大読書器

回答欄：

(11) 電磁調理器

回答欄：

(12) 盲人用体重計

回答欄：

(13) 点字図書

回答欄：

(14) 歩行時間延長信号機用小型送信機

回答欄：

(15) 視覚障害者用活字文書読上げ装置

回答欄：

(16) 障害者用パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト

回答欄：

(17) 視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ

回答欄：

(18) 聴覚障害者用通信装置

回答欄：

(19)聴覚障害者用屋内信号装置

回答欄：

(20)聴覚障害者用情報受信装置

回答欄：

(21)デジタル補聴援助システム（ロジャー等）

回答欄：

5. 以下の項目群は、日常生活用具の支給に関する困りごとに関するものです。それぞれについて、あなたが困ったと感じたことがあるかないか、いずれかひとつをご記入ください。（それぞれの質問に対してひとつ選択）

(1)支給基準（等級）によってほしい日常生活用具がもらえなかったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(2)日常生活用具の支給額が足りず困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(3)自治体によって支給額や支給基準に差があり、統一してほしいと感じている

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(4)支給に関わる手続きで困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(5)支給される日常生活用具が必要な台数支給されずに困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(6)支給される日常生活用具に関する情報が入ってこなくて困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(7) 日常生活用具の故障や修理について困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(8) 日常生活用具の耐用年数について困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(9) 最新の機種への更新に関して困ったことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

(10) 日常生活用具をやむを得ず私費で購入したことがある

選択肢

a. ある

b. ない

回答欄：

6. 前の質問で取り上げた困りごと以外に、日常生活用具の支給について要望がありましたらご記入ください。(自由記述)

回答欄：

7. お住まいの都道府県市区町村をご記入ください。(自由記述)

回答欄：

8. あなたの性別をご記入ください。(ひとつ選択)

選択肢

a. 女性

b. 男性

c. 回答しない

回答欄：

9. あなたの年齢をご記入ください。(自由記述)

回答欄： 歳

10. あなたの障害状況をご記入ください。(ひとつ選択)

選択肢

a. 全盲・全ろう

b. 全盲・難聴

c. 弱視・全ろう

d. 弱視・難聴

回答欄：

11. あなたの主な読み書き手段について教えてください。(すべて選択)

選択肢

a. 墨字

b. 点字

c. その他(自由記述)

回答欄：

※c. その他(自由記述)と記入された場合には、c(コメント)という形式で自由記述もお願いします。以降、同じようにご回答ください。

12. あなたの主な会話手段について教えてください。(すべて選択)

選択肢

a. 音声復唱通訳

b. 手話

c. 触手話

d. 指点字

e. その他(自由記述)

回答欄：

13. 以下の項目群は、あなたの日常生活の自立度を尋ねるものです。次の選択肢からひとつを選び、それぞれの項目の回答欄にご記入ください。

項目群

(1)手紙などの文字を読む・書くこと

選択肢

a. 日常生活用具を使用しないで自立している。

b. 日常生活用具を使用して自立している。

c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(2)図書やインターネットなどから情報を収集すること

選択肢

a. 日常生活用具を使用しないで自立している。

b. 日常生活用具を使用して自立している。

c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(3)身近な人(家族等)とコミュニケーションを取ること

選択肢

a. 日常生活用具を使用しないで自立している。

b. 日常生活用具を使用して自立している。

c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(4)初対面の人とコミュニケーションを取ること

選択肢

- a. 日常生活用具を使用しないで自立している。
- b. 日常生活用具を使用して自立している。
- c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(5)家の外で歩いたり階段を上ったりすること

選択肢

- a. 日常生活用具を使用しないで自立している。
- b. 日常生活用具を使用して自立している。
- c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

(6)体重・体温・血圧などの健康管理を行うこと

選択肢

- a. 日常生活用具を使用しないで自立している。
- b. 日常生活用具を使用して自立している。
- c. 日常生活用具の使用に加えて、人的サポートを必要としている。

回答欄：

14. 以下の項目は、あなたに交付された障害者手帳についてお尋ねするものです。それぞれについて、当てはまるものをご記入ください。(ひとつ選択)

(1)視覚障害の手帳はありますか？

選択肢

- a. ある
- b. ない

回答欄：

※ある場合は、a(1種2級)等をご記入ください

(2)聴覚障害の手帳はありますか？

選択肢

- a. ある
- b. ない

回答欄：

※ある場合は、a(1種2級)等をご記入ください

(3)その他お持ちの障害者手帳があれば種類と等級をご記入ください。

選択肢

- a. ある
- b. ない

回答欄：

※ある場合は、a(療育手帳A)等をご記入ください。

15. 以下の項目は、あなたの社会参加状況に関するものです。それぞれの項目について、当てはまる選択肢をひとつ選び、ご記入ください。

(1)あなたは平日の日中は主にどのように過ごされていますか。(ひとつ選択)

選択肢

- a. 仕事
- b. 障害者向けの通所サービス
- c. 病院や介護施設の通所サービス
- d. サークル等の外での活動
- e. 主に家で過ごす(家事・育児・介護等含む)
- f. その他 (自由記述)

回答欄：

(2)あなたは仕事をお持ちですか。(ひとつ選択)

選択肢

- a. ある
- b. ない

回答欄：

(3)(2)でaと回答した方にお尋ねします。あなたの雇用形態・業種・職種を教えてください。  
(回答例：障害者雇用・サービス業・マッサージ師など。自由記述)

回答欄：

質問は以上となります。ご協力いただきありがとうございました。